

## I 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

希薄になりがちな地域社会（近所のつながり）の再構築と地域力向上を目指し、生活支援体制整備事業、共助のための基盤づくり事業を推進し、高齢者世帯の見守りや高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりに取り組んでいきます。

### 1-1 住民参加による支え合い活動

#### (1) 六戸町生活支援体制整備事業（平成28年度～）【町受託金】

地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域の福祉ニーズに即した資源開発やネットワークづくりを行います。

- ① 協議体会議の開催 年2回（6月・2月）
  - ・地域支援、ニーズの把握
  - ・必要に応じた新たな地域資源の創出
- ② 実務者（介護支援専門員）ニーズ検討連絡会の開催 年2回（9月・3月）
  - ・実務者が抱えているニーズの掘り起こし
  - ・困難事例等に係るサービスの情報提供
- ③ 生活支援コーディネーターの配置
  - ・関係機関のネットワークの構築
  - ・地域支援ニーズと提供主体活動のマッチング
  - ・ニーズに対する情報の収集
  - ・サービス計画へのインフォーマルプランの連絡・調整
- ④ 養成講座の開催
  - ・生活支援パートナー養成講座の開催（担い手の発掘） 5月
  - ・生活支援パートナースキルアップ講座の開催（スキルの向上と情報交換） 11月
  - ・養成講座修了者の登録及び活動紹介 新規登録目標 3名

#### (2) 緊急通報システム 福祉安心電話サービス事業（平成2年度～）

##### 【会費、町補助金、県社協助成金】

在宅で生活するひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、青森県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し、近隣に住む協力員や関係機関とのネットワークにより、緊急時への対応と日常生活の安心とふれあいを図ることを目的に加入者からの通報に24時間体制で対応します。

- ① 対象 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 機能 緊急通報、火災通報、停電・復電通報、電池切れ通報、相談通報
- ③ 設置計画 継続設置台数 39台 新規設置台数 9台（新規3台、保存機6台）
- ④ 事業内容
  - ・ふれあいテレフォン（設置者の安否と身体状況等確認） 1ヶ月に1回
  - ・訪問活動（点検及び電池交換、設置者のニーズ把握） 随時
  - ・設置者・協力員へのシステム説明会 安心電話設置時
  - ・福祉安心電話サービス事業の啓発
  - ・福祉安心電話ネットワーク交流会（設置者と協力員相互のネットワークの構築） 2月
  - ・歳末買い物支援サービス（歳末時の買い物支援） 12月28日（月）

(3) ふれあい・いきいきサロン（平成9年度～）【町受託金】 目標参加者 延1,300人

介護予防事業の一環として、公民館等を利用し地域住民が気軽に集い、仲間作りや生きがいづくり、健康づくりを推進していきます。

- ① 開催回数 通年 100回開催予定
- ② 開催地区 七百、上吉田、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、川原新田、小松ヶ丘みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木、押込、上町、根古橋、高館
- ③ 主な内容 創作活動、レクリエーション、健康体操、世代間交流、料理教室、保健師による健康相談、日帰り旅行
- ④ サロン従事者打合せ会 1月開催

(4) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（平成29年度～）

【町受託金】

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域のつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

- ① 高齢者世帯の見守り体制の構築
  - ・民生委員を中心とした見守りサポーターの配置 民生委員地区ごと
  - ・地域ごとのネットワーク会議の開催 各地区年2回以上
- ② 地域の福祉ニーズの掘り起し
  - ・住民ワークショップの開催 3ヶ所
  - ・高齢者のみの世帯台帳整備
- ③ 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進
  - ・緊急通報体制の整備
- ④ 地域におけるインフォーマル活動の活性化の推進
  - ・関係機関等への在宅福祉サービス事業説明会 6月
  - ・地域支え合い講座の開催 1月
- ⑤ その他地域福祉の推進を図るための事業
  - ・関係機関及び団体との連絡会議の開催

(5) 生活支援パートナー派遣事業（平成30年度～）【会費】

加齢等に伴い日常生活が不自由になってきた方に、生活支援パートナーを派遣して、在宅での暮らしを支援していきます。

- ① 対象者 六戸町在住でおおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯でパートナーと一緒に活動ができる方。
- ② 活動内容 自立を妨げない程度の生活援助や外出支援、話し相手や趣味活動。ただし、公的サービスで利用できる支援は除く。
- ③ 利用料 10分100円とし最高60分まで。

## 1-2 福祉団体・当事者団体の支援育成

### (1) 福祉団体の支援（平成元年度～）【町補助金、共同募金配分金】

福祉団体等に助成金を交付するとともに、パートナーシップを図り連携・協働して高齢者・障害者及び家族など当事者団体の育成及び会員増強、福祉向上に努めます。

- ① 助成団体 六戸シニアクラブ、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ親の会

### (2) 介護者支援事業 在宅介護者の集い（平成5年度～）【会費、共同募金配分金、事業収入】

介護者の心身のリフレッシュと介護者相互の親睦を図ることを目的に日帰り旅行を開催します。

- ・期 日 令和2年7月中旬
- ・参加費 1,000円
- ・場 所 黒石市（こみせ通り・りんご研究所）
- ・目標参加者 10人

## 1-3 広報活動・福祉活動の啓発 【会費、共同募金配分金】

広報誌の発行、ホームページにより、各種福祉制度に関する情報や社協の事業、ボランティアに関する情報など、住民の目線に立った情報提供に努めていきます。

### (1) 社協広報誌・情報誌の発行（平成元年度～）

- ① 社協だより「ふれあい」の発行（2色刷り A4 8頁） 年3回発行
- ② 社協通信「コラボ」の発行（A4 2頁） 年9回発行
- 発行部数 3,400部／配布先 毎戸配布、関係機関／パンフレットスタンドへの設置

### (2) ホームページによる情報提供（平成19年度～）

ホームページにより社協の事業や活動紹介など福祉に関する情報の発信、事業計画・予算事業報告・決算等の情報開示を行います。

### (3) 第25回六戸町社会福祉大会（平成元年度～）※社協まつりと併催

社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々の表彰を行います。

- ・期 日 令和2年10月4日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社会福祉功労者の表彰、共同募金協力者の表彰
- ・目標参加者 300人

#### ●青森県社会福祉大会

- ・期日 令和2年11月10日（火）
- ・場所 青森市 リンクステーションホール青森

#### ●上北郡社会福祉大会（主管 おいらせ町社会福祉協議会）

- ・期日 令和2年 月 日（ ）
- ・場所 おいらせ町 未定

(4) 社協まつり（平成8年度～） 目標来場者 500人

- ・期 日 令和2年10月4日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社協・福祉団体活動紹介、もの作り体験、遊びの広場、ステージ発表、模擬店  
福祉施設活動紹介、福祉課健康展、ふくしクイズラリー

**1-4 福祉課題の把握及び援護活動 【会費】**

(1) 住民座談会の開催（平成14年度～） 目標 5ヶ所

町内会や各種団体など希望に応じて、職員が地域に出向き、社協事業の周知啓発や地域の魅力・課題の発掘・整理、課題解決のための話し合いを進めます。

(2) 調査・研究（平成元年度～）

民生委員児童委員協議会・保健・福祉・医療関係者との連携により、要援護者世帯の実態把握並びに福祉ニーズの把握を行い、問題解決に努めていきます。

- ① 民協定例会での情報交換 月1回
- ② 六戸町地域ケア会議への参加
- ③ 福祉協力員会議の開催 12月、1月

(3) 援護活動事業（昭和63年度～）

自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害により被害を受けた世帯へ災害見舞金の支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

・災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

## II 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

行政や関係機関、社会福祉施設・団体・企業等との連携・協働により、福祉教育、ボランティア活動、災害時の支援体制やネットワークの構築に取り組み、住民の主体的な福祉の町づくりを推進していきます。

**2-1 福祉教育の推進と人材育成 【会費、共同募金配分金】**

(1) 出前福祉講座（平成7年度～）

福祉に対する理解と関心を深め、思いやりの心を育てることを目的に、当事者や社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き、福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。

体験メニュー：車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイドヘルプ体験、点字体験、防災講座、伝承講座、福祉・ボランティア講話、DVD貸出他

(2) 夏！ボランティア体験2020（平成8年度～） 目標参加者 100人

ボランティア活動に参加する意欲があっても参加のきっかけをつかむことが難しい方に対し、「広がれボランティアの輪連絡協議会」が提唱する7月～8月の「ボランティア体験月間」に、ボランティア活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的とします。

- ① 夏！ボランティア体験2020打合せ会（5月）
- ② 7月～8月 夏ボランティア体験実施 受入れ施設 16団体
- ③ 福祉施設職員へのボランティア受入れに関する出前講座 依頼時

**2-2 ボランティア活動** 【会費、共同募金配分金】

ボランティア活動にかかわる相談・支援・情報提供、研修、ボランティアメニューの開発などを行います。ボランティア団体の育成及び組織化に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営（平成6年度～） ・個人ボランティア登録 5人
- ① ボランティア活動をしたい人、ボランティアの支援を必要とする人のための相談
  - ② ボランティア活動に関するメニューの開発・情報提供  
収集ボランティア、福祉施設でのボランティア活動など
  - ③ ボランティアの育成
  - ④ ボランティア活動保険加入手続き

**2-3 災害時における災害ボランティア活動** 【会費、共同募金配分金】

(1) 災害ボランティア活動（平成24年度～）

災害時のボランティア活動を効果的に被災者救援につなげるために、関係機関・団体が連携し、平常時のネットワークづくりや災害ボランティアに関する人材育成等の取組を進めていきます。

- ① 関係機関・団体等のネットワーク、協力体制の構築  
・災害ボランティア研修（共助のための基盤づくり事業） 11月
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録（県の研修会を活用）
- ③ 町防災訓練等への参加
- ④ 被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣（要請）
- ⑤ DCAT（災害福祉支援チーム）の養成及び協力（県の研修会を活用）

### Ⅲ 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり (福祉サービス利用支援の充実)

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、個人の尊厳と権利の保持、福祉サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談・支援を進めます。

#### 3-1 総合的な相談支援活動の推進 【補助金、会費】

##### (1) 心配ごと相談（昭和63年度～）

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、問題の解決関係機関への橋渡しを行います。

##### ① 心配ごと相談所（来所・電話）

- ・開設日 第1・第3火曜日（祝日除く） 午前9時～正午 24日開設
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・相談員 人権擁護委員5人、行政相談員1人、民生委員5人 ※相談員1名体制

##### ② 特設合同相談（年4回）

- ・行政合同相談 5月、10月
- ・人権合同相談 6月、12月

##### ③ 会議・研修等

- ・心配ごと相談所運営会議 4月
- ・相談技法研修会への参加（県民児協、県社協主催） 11月

##### (2) 福祉総合相談（平成元年度～）

住民の様々な相談に応じ、関係機関と連携し、一貫した相談援助が行えるように支援していきます。

- ・日 時 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 ・場 所 六戸町老人福祉センター

##### (3) 福祉事務所未設置町村による相談事業（令和元年10月～） 【町委託事業】

（生活困窮者自立支援事業）

一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事により、生活困窮者に身近な支援体制の構築を図ります。

##### ① 生活困窮者からの相談窓口の設置

ア 専任の職員を配置

相談対応、情報提供、連絡調整、自立相談支援事業利用推奨

イ 町内3カ所で巡回相談を実施

##### ② 支援調整会議への参画 随時

##### ③ 事業の普及・啓発

ネットワーク会議の開催 年1回

社協広報誌・ホームページ、町広報誌を活用

関係機関への啓発

社協の行事、関係機関が主催する研修会等で事業の普及・啓発

##### ④ 県社協との連絡調整・支援のサポート

### 3-2 福祉サービス利用支援の推進 【会費】

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～） 基幹的社協 三沢市社会福祉協議会  
高齢や障害などによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり日常生活に不安がある方が地域で安心して暮らせるように、県社協及び三沢市社協との契約に基づき生活支援員が支援計画に沿って支援します。

- ① サービス内容
  - ・福祉サービスの利用援助
  - ・日常的金銭管理サービス
  - ・書類等預りサービス
- ② 利用料  
1,500円 ※生活保護受給者は利用料の負担なし

(2) 福祉サービス苦情解決体制（意見・要望受付）（平成12年度～）  
社会福祉法第82条の規程に基づき、利用者、住民からの意見・要望を受け、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるようにしていきます。

- ① 苦情解決第三者委員運営会議 4月
- ② 苦情・意見・要望等職員間共有 職員会議にて随時
- ③ 苦情・意見・要望等に関する周知活動
- ④ 苦情・意見・要望等の情報公開

### 3-3 低所得世帯等に対する資金の貸付と支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業 昭和63年度～） 【会費、県社協助成金】  
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定を図っていきます。

- ① 資金種類  
総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金
- ② 事業内容
  - ・借入申込者に対する相談支援、貸付の必要性、妥当性の判断
  - ・貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導
  - ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催 随時
  - ・広報活動
  - ・滞納者の償還促進面接 8月

(2) たすけあい資金貸付事業（昭和63年度～） 【会費】  
低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活が送れるように支援します。

- ① 資金種類 生活資金、医療資金、療養資金
- ② 貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）
- ③ 償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）
- ④ 貸付審査会の開催 随時（正副会長並びに地区民生委員）

### (3) 高額療養費資金貸付事業（昭和63年度～）【町短期借入金】

町国民健康保険の被保険者で医療費の支払いが自己負担限度額を超える世帯に対して、当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸付します。

## IV 自立した暮らしを支えるサービスの充実（在宅福祉サービスの充実）

地域の福祉課題に即応したサービス、利用者の立場に立ったサービスに取り組んでいきます。また、低所得者や公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や制度の谷間にある方への対応など、一人ひとりの暮らしを支える事業を推進していきます。

### 4-1 高齢者・障害者等の生活支援サービス

#### (1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～）【会費】

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャッチベッドを無料で貸出します。

- ① 車椅子 保有台数 37台
- ② ギャッチベッド 保有台数 24台

#### (2) 移送サービス事業（平成10年度～）【会費、事業収入】

在宅の高齢者、障害者等で公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。また、福祉有償運送運転者講習会を開催し人材育成に努めます。 活動目標数 延べ 500件

- ① 利用料 実費程度 実施要綱により
- ② 運行時間 午前8時～午後5時（土・日・祝日は除く）
- ③ 実施地域 町内、旧十和田市、三沢市、旧上北町、おいらせ町、八戸市の一部
- ④ 対応 有償ボランティア4人、職員

#### (3) 救急医療情報キットの配布（平成28年度～）【共同募金配分金事業】

おおむね70歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの情報、緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、万一の緊急時に備えます。

### 4-2 高齢者の生きがいと健康づくり 地域支援事業 一般介護予防事業【町受託金】

高齢者の閉じこもりを予防し、健やかで生きがいのある生活を送ることを目的に開催していきます。

#### (1) グラウンド・ゴルフ大会（平成11年度～）

- ・期 日 第1回 令和2年5月27日（水） 第2回 令和2年9月28日（月）
- ・場 所 舘野公園
- ・共 催 六戸シニアクラブ ・後 援 六戸町グラウンド・ゴルフ協会（予定）
- ・協 賛 六戸みのりスタンプ会（予定）
- ・目標参加者 1回 100人 延べ 200人



(2) 町老人福祉センターの運営（平成5年度～）

町老人福祉センターの適切な管理運営に努め、利用者の増加に努めます。

- ① 火曜日、金曜日の入浴事業
- ② 入浴日を利用した生きがい活動の支援 毎週火曜日 ラジオ体操
- ③ 季節ごとの行事の開催（節分、節句、花見、七夕、敬老会、クリスマス等）
- ④ 施設及び敷地内の衛生管理・環境整備
- ⑤ 利用者名簿の作成
- ⑥ 避難訓練 年2回

(3) いきいき創作活動（平成28年度～）

- ・実施回数 年4回
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・対 象 65歳以上の町民
- ・参加費 300円程度
- ・目標参加者 1回 15人

(4) フリーウォーキング（平成30年度～）

- ・毎週火曜日 10:00～
- ・館野公園入口集合

**4-3 介護保険事業 【介護保険事業収入等】**

要支援・要介護認定を受けた高齢者が自ら望む環境で、尊厳をもって暮らし、残存能力を活かしながら、在宅で自立した生活を送ることができるように、公的サービスだけでなく、地域にある社会資源を活用し総合的に支援していきます。

(1) 居宅介護支援事業（平成11年度～） 目標利用者 月70人

- ① サービス内容
  - ・介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き代行
  - ・ケアプラン（居宅サービス計画）の作成
  - ・市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連携・調査
- ② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで  
※祝日、12月31日～1月3日除く。
- ③ 認定調査、介護予防プラン作成（町受託）
- ④ 内部介護支援専門員会議（週1回）

(2) 訪問介護事業・総合事業訪問型サービス

（訪問介護事業 平成12年度～ 総合事業訪問型サービス 平成29年度～）

目標利用者 月28人

- ① サービス内容
  - ・生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベッドメイク）
  - ・身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
- ② 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時

- ③ ケース検討会議（月2回）
- ④ マニュアル見直し検討会議
- ⑤ 介護・援助技術向上のための内部研修

(3) 訪問型サービスA（平成29年度～）

日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が生活援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。

- ① 対象者 独居(日中独居含む)等により、他に見守りや家事を行う家族がいない方で、部分的な家事を行うことで自立できる方。
- ② サービス内容 生活援助（掃除、洗濯、買物、調理、ベットメイク、衣類整理等）
- ③ 利用上限 1回につき60分以内で週2回を限度
- ④ 利用料 1時間200円

(4) 保険外訪問介護事業（平成31年度～）

目標利用者 月5人

- ① 対象者 高齢者のみの世帯及び要介護状態にある高齢者・障害者世帯並びにその家族
- ② サービス内容 介護保険の対象とならない院内介助や同居家族の買物等
- ③ 営業日及び時間 月曜日～金曜日（12月31日～1月3日を除く）  
午前8時～午後5時
- ④ 利用料 1時間 2,000円（30分追加ごとに1,000円）

**4-4 障害福祉サービス事業**

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）（平成18年度～） 目標利用者 月4人

【障害福祉サービス等事業収入】

- ① 対象者 障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）  
障害児（身体障害児、知的障害児、18歳未満の精神障害者）
- ② サービス内容  
・生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク等）  
・身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
- ③ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前7時～午後7時
- ④ ケース検討会（月2回）

(2) 重度訪問介護（平成18年度～）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。

## V 民間性を発揮した社協づくり（組織基盤の充実）

組織、財政、事業の評価・見直しを行い、経営基盤を強化していきます。公共性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を活かしていきます。

また、財政及び経理については、適切な内部牽制を実施していきます。

### 5-1 組織体制の充実 【会費、介護保険収入、補助金収入等】

#### (1) 理事会（昭和63年度～）

法人の執行機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営上の重要事項について審議し、適正な経営と組織管理、事業執行に努めます。

・開催予定 6月、9月、11月、3月

#### (2) 評議員会（昭和63年度～）

法人の議決機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、定款変更等法人運営上の重要事項について審議、議決し適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。

・開催予定 定時評議員会 6月 評議員会 11月、3月

#### (3) 監査会（昭和63年度～）

法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理、資産状況等について厳正に監査し、必要に応じて執行機関に意見を提案しながら、適正に監査業務を実行します。

・決算監査 5月 中間監査 11月、2月

#### (4) 委員会

##### ① 地域福祉委員会（昭和63年度～）

地域福祉事業に関する協議・検討を行い会長に意見・具申します。

・開催予定 12月

##### ② 活動指針策定検討委員会（平成21年度～）

六戸町社会福祉協議会が果たすべきこれからの役割、方向性及び組織のあり方等を明らかにするための第3次活動指針の策定を行います。

町地域福祉計画が平成31年度に策定された為、町の計画と整合性を図っていきます。

・開催予定 年3回

##### ③ 理事推薦委員会（平成23年度～）

随時

##### ④ 評議員選任・解任委員会（平成29年度～）

随時

#### (5) 役員等研修（平成3年度～）

・内部役員研修会

・地域福祉推進及び経営等に関する外部研修へ参加します。

(6) 財務管理及び組織体制整備（平成10年度～）

社会福祉法人会計基準や経理規程を遵守し内部牽制に努めるとともに現金等取扱に関する要領を定め、適切な会計処理や財務諸表を作成し法令等に基づいた開示を行います。

各種相談、支援活動等福祉サービスに係る記録整備及び報告、連絡、連携に努めていきます。

(7) 職員の資質向上（平成元年度～）

職員の資質向上のために、組織として職員に求める資質を次のとおりとし、職員ごとに教育・研修計画を策定し、目標として国家資格等取得を進めていきます。

① 職員に求める資格

・社会福祉士・精神保健福祉士、介護福祉士等の国家資格取得及び介護支援専門員

② 職員が必要とする知識及び技術

・相談援助技術、ソーシャルワーク知識、連絡調整、介護技術等に関すること  
・会計基準、社会福祉法等関係法令等に関すること  
・職業倫理（倫理綱領等）、接遇マナー

③ 資質向上のための研修（研修成果を業務に役立てる）

・外部研修への参加及び研修報告会の開催  
・内部研修会の開催

(8) 自己評価の実施・改善

青森県社会福祉協議会が作成した評価基準に基づき社協の全職員が自己評価に取組、その評価結果をもとに組織として具体的な改善活動を行い、福祉サービスの質の向上を図っていきます。

(9) 青森しあわせネットワーク事業（平成30年度～）

青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」事業に参加し支援が必要な人の早期把握と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。

① 総合福祉相談

制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える人に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につなぎ、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。

② 経済的援助

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行います。

(10) 町内社会福祉法人との連携（平成30年度～）

社会福祉法人の社会貢献等及び地域福祉の向上を目的とした研究のため、町内社会福祉法人と定期的な意見交換を開催します。

## 5-2 自主財源と公的財源の確保 【会費】

### (1) 社協会員の募集（平成元年度～）

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を推進するため会員の確保に努め、財政基盤の安定を図ります。

- ① 会費促進運動 6月～7月
- ② 見越ヶ丘・古里ニュータウンの個別訪問 7月
- ③ 団体会員、特別賛助会員等事業所訪問 6月下旬

### (2) 赤い羽根共同募金運動（昭和63年度～）

赤い羽根共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

### (3) 町補助金・受託金の安定確保（昭和63年度～）

社協が公益性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望していきます。

## 5-3 実習生等の受け入れ

### (1) 実習生・職場体験の受入れ（平成17年度～）

福祉人材育成の役割を果たすため、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習生及び学校のキャリア教育における職場体験の学生の受入れを行います。

対象：六戸町及び近隣市町村出身の学生及び社会人

- ① 社会福祉援助技術実習
- ② 職場体験